

平成20年

第3回市議会定例会 議案第23号

市立函館病院高等看護学院の授業料，入学料および入学検定料
条例の一部改正について

市立函館病院高等看護学院の授業料，入学料および入学検定料条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月8日提出

函館市長 西 尾 正 範

市立函館病院高等看護学院の授業料，入学料および入学検定料
条例の一部を改正する条例

市立函館病院高等看護学院の授業料，入学料および入学検定料条例（
平成5年函館市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「伝染病」を「感染症」に改める。

別表中「22,000円」を「26,000円」に，「50,000
円」を「60,000円」に，「16,000円」を「20,000円」
に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成21年4月1日から施行する。ただし，別表の改正規定（「16,000円」を「20,000円」に改める部分に限る。）は，公布の日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に市立函館病院高等看護学院（以下「学院」という。）の学生であった者に係る授業料の額は，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成21年4月1日以後において学院に転入学した者に係る授業料の額は，改正後の別表の規定にかかわらず，当該者が転入学した年次に属する在学者に係る額と同額とする。

(提案理由)

市立函館病院高等看護学院の授業料，入学料および入学検定料の額を改定し，ならびに学校保健法の一部改正に伴い規定を整備するため